

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年1月12日

支出負担行為担当官
沖縄防衛局長 真部 朗

1 調達内容

- (1) 件 名 沖縄防衛局（23）住宅防音量調査
- (2) 履行内容 嘉手納飛行場周辺における住宅防音工事を実施した住宅について防音量を確認し、住宅防音工事標準仕方書に規定する住宅防音工事の効果进行调查。（4戸）
（詳細は仕様書のとおり）
- (3) 契約期間 契約日の翌日から平成24年3月26日まで。
- (4) 履行場所 嘉手納飛行場周辺に所在する住宅
- (5) 入札方法
 - ア 本業務は、紙入札（電子入札システム対象外）で行う案件である。
 - イ 電送・郵送による入札は認めない。
 - ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成22・23・24年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち（調査・研究）でC以上の格付を受け、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(3)の再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 契約担当官等から取引停止又は指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 暴力団関係業者の排除
 - ア 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
 - イ 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

3 入札手続等

- (1) 担当部局
〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町嘉手納290番地9
沖縄防衛局総務部会計課 電話098-921-8131（内線133）

- (2) 入札説明書等の配布期間及び配布場所
 - ア 配布期間 平成24年1月12日から平成24年1月25日まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下、「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。
 - イ 配布場所 上記(1)に同じ。
- (3) 一般競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)の提出期間、提出場所及び提出方法
 - ア 提出期間 平成24年1月12日から平成24年1月25日まで(行政機関の休日を除く)の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。(郵送等の場合は、平成24年1月25日午後5時まで必着。)
 - イ 提出場所 上記(1)に同じ。
 - ウ 提出方法 郵送(書留郵便に限る。)、託送(書留郵便と同等のものに限る。)、又は持参すること。
- (4) 入札の日時及び場所
 - ア 入札日時 平成24年1月26日 午前10時30分
 - イ 入札場所 沖縄防衛局 4階 講堂2

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 免除
 - イ 契約保証金 10/100(ただし、公共工事履行保証証券もしくは履行保証保険による保証でも可とする。)
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、申請書等に虚偽の記載をした者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (5) 契約書作成の要否・・・要
- (6) 郵便入札の可否・・・否
- (7) 一般競争(指名競争)参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
上記2(3)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の格付を受け、平成22・23・24年度の競争参加資格の申請が受理されている者で、かつ競争参加資格及び申請書受理の確認を受けていなければならない。
- (8) 適用する契約条項
 - ア 談合等の不正行為に関する特約条項
 - イ 暴力団排除に関する特約条項
 - ウ 住宅防音調査に係る業務委託契約における個人情報の保護に関する特約条項
 - エ 債権譲渡禁止特約の部分的解除のための特約条項
- (9) 仕様書等を受け取らない者の入札参加は認めない。
- (10) 詳細は、入札説明書による。